

議提議案第 号

議員提出条例の検証に伴う関係条例の整理に関する条例案

右提出する。

平成二十五年 月 日

提出者 議員提出条例検証特別委員長 中 嶋 年 規

議員提出条例の検証に伴う関係条例の整理に関する条例

(三重県リサイクル製品利用推進条例の一部改正)

第一条 三重県リサイクル製品利用推進条例(平成十三年三重県条例第四十六号)の一部を次のように改正する。

第八条第三項中「同項」を「第一項」に改め、同条第八項中「前項の規定」を「同項の規定」に改める。

第十条第二項第三号中「第十一条第二項」を「次条第二項」に改め、同条第三項中「第二項」を「前項」に改める。

第十一条第三項中「前項の規定による報告」を「同項の規定による報告」に改める。

第十六条第三項中「第二項」を「前項」に改める。

(県の出資法人への関わり方の基本的事項を定める条例の一部改正)

第二条 県の出資法人への関わり方の基本的事項を定める条例(平成十四年三重県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

第六条及び第十条第一項中「かんがみ」を「鑑み」に改める。

第十二条中「第九条から前条まで」を「前三条」に改める。

(子どもを虐待から守る条例の一部改正)

第三条 子どもを虐待から守る条例(平成十六年三重県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項中「条項」を「条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

議員提出条例検証特別委員会における議員提出条例の検証に伴い、関係条例の規定を整理する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。